

広島県教育委員会訓令第3号

県立学校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「及び介護休暇」を「介護休暇及び子育て支援部分休暇」に改め、同条に次の二項を加える。

- 7 職員は、条例第十五条に規定する子育て支援部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、休暇簿によつて行わなければならない。
- 8 校長は、子育て支援部分休暇の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

附則

この教育委員会訓令は、公布の日から施行する。